

設 計 説 明 書

設計の方針	目的												
	基本方針												
開発区域内の土地の現況	地域区分等	区域区分			用途地域の種類			その他の地域地区の種類					
		市街化区域 市街化調整区域 その他の区域											
		宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域		災害危険区域		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害特別警戒区域	
		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外		区域内 区域外	
	地目別概要	区分	宅地	農地	山林	公共施設の用地			その他		計		
面積		m ²	m ²	m ²	m ²			m ²		m ²			
比率		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント			パーセント		パーセント			
土地利用計画	区分	建築物敷地		公共施設用地				その他		計			
		住宅用宅地	住宅用宅地以外の宅地	道路		公園						その他	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²				
	比率	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント	パーセント 100				
公共施設の整備計画	公共施設の名称		幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属		備考				
			m	m	m ²								
公益的施設の整備計画	公益的施設の名称		面積	管理者	備考								
			m ²										
その他	給水施設		ガス供給施設			予定戸数		計画居住人口					

- 注 1 開発区域を工区に分割したときは、工区別の設計説明書を作成すること。
- 2 「設計の方針の目的」の欄には、宅地分譲、社員住宅、工場等の区分を記入すること。
- 3 「設計の方針の基本方針」の欄には、設計上考慮した周辺地との関連その他施行地区内の計画で特に配慮した事項を記入すること。
- 4 公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- 5 公益的施設とは、都市計画法施行令第27条の公益的施設をいう。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。